日医発第 275 号(健Ⅱ) 令和 5 年 5 月 1 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事 渡 辺 弘 司 (公印省略)

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

ミフェプリストン及びミソプロストール製剤(販売名:メフィーゴパック)の使用にあたっての留意事項については、令和 5 年 5 月 1 日付日医発第273号(技術)(健 II)をもって貴会宛にお送り申し上げたところです。

今般、同製剤の製造販売承認を踏まえ、母体保護法施行規則の一部が改正され、 こども家庭庁成育局より、各都道府県知事等宛て通知がなされ、本会に対して周 知依頼がありました。

本改正は、人工妊娠中絶を実施した医師が使用する人工妊娠中絶実施報告票に、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、手術による人工妊娠中絶の他、妊娠初期又は妊娠中期に人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤使用の有無の記載を示すものです。

なお、本年4月28日から施行されますが、改正前の様式による用紙については、 当分の間、これを取り繕って使用することが可能となっております。

また、留意事項として本経口中絶薬は、1剤目と2剤目を投与する日が異なることとなるため、本経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶について、「人工妊娠中絶を実施した日」には、1剤目を投与した日を記載するものとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会及び会員への周知方、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡 令和5年4月28日

公益社団法人 日本医師会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(周知)

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ミフェプリストン及びミソプロストール製剤(販売名:メフィーゴパック)について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づき、製造販売についての厚生労働大臣の承認がなされたことを踏まえ、母体保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号)の一部を改正いたしました。

別添のとおり、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛に通知を発出しておりますので、内容を御了知いただき、貴団体におかれては、貴管下の会員への周知をよろしくお願いいたします。

こ成母第51号 令和5年4月28日

都道府県知事保健所設置市長特別区長

こども家庭庁成育局長

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

本日、母体保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号。以下「規則」という。) の一部を改正する、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和5年内 閣府令第46号。以下「改正府令」という。)が公布されたところです。

改正府令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いします。

記

第1 改正府令について

1 改正の趣旨

母体保護法(昭和23年法律第156号)第25条に基づき、人工妊娠中絶を実施した医師は、その月中の手術の結果を取りまとめ、都道府県知事に届け出なければならず、その届出は、規則別記様式第13号による報告書によらなければならないこととされているところ(規則第27条)。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)に基づき、国内で初となる経口投与の人工妊娠中 絶薬「メフィーゴパック」(以下「本経口中絶薬」という。)の製造販売につ いての厚生労働大臣の承認がなされたことを踏まえ、所要の改正を行うもの である。

2 改正の内容

規則別記様式第 13 号(2)に定める人工妊娠中絶実施報告票について、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤の投与の有無を記載させるものとしたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

3 施行期日等

- (1) 改正府令の公布の日(令和5年4月28日)から施行すること。
- (2) 改正府令による改正前の様式により使用されている書類は、改正府令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- (3) 改正府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第2 留意事項

本経口中絶薬は、一般名ミフェプリストン及びミソプロストールの2剤を投与することにより人工妊娠中絶を行うものであるが、用法として、1剤目を投与する日と2剤目を投与する日が異なることとなる。このため、本経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶については、「人工妊娠中絶を実施した日」には、1剤目を投与した日を記載するものとする。



府

仓

〇母体保護法施行規則の一部を改正す る内閣府令 (内閣府四六)

告 示

〇医薬品、医療機器等の品質、 労働大臣の指定する医薬品の一部を 四十九条第一項の規定に基づき厚生 及び安全性の確保等に関する法律第 改正する件(厚生労働 有効性

=

目 次

する内閣府令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

別記様式第十三号

(二)を次のように改める。

別記様式第十三号 (二) (第二十七条関係)

Ξ

< 44

4 F

狂た

張始

9 #

衛鄉

中的

2

XA>

4 +

年た

振者

9 🕀

循角

外響 瓣

(合和

月分)

併

3

人 工 矩 受けた者

任版中は、

着住

多地

都道府県

a

× m

7 H

, 在 療

振 中 緒 や ⁴ の狂振過数

满了週以前 满8週~滿11週 滿12週~滿15週 滿16週~滿19週 滿20週~滿21週 14条1項1号

봤 計 轉

4 H

ш

ш

6

规

Ж

籴

母体保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)

の一部を次のように改正する。

内閣総理大臣

岸田

文雄

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令

〇内閣府令第四十六号

府

令

母体保護法

(昭和二十三年法律第百五十六号)を実施するため、

母体保護法施行規則の一部を改正

(号 外)

仓

省

及び安全性の確保等に関する法律施 〇医薬品、医療機器等の品質、有効性 行規則の一部を改正する省令 (厚生労働七五)

記載上の注意

亩 <u>[</u>

< €

nt i

新

+

維有 淅

> 計 計

淮 淮

9

人 工 妊 娠 中 絶 を 受けた者の生活保護法に よる医療扶助適用の有無

油

3

人 工 妊 線 中 絶 8 枝 施 し た 月 人 工 妊 線 中 絶 8 人 工 妊 線 中 絶 8 秒 7 た 理 B と け た 理 B 人 工 妊 線 中 絶 8

5

* (東

8

人 上 吐 漿 甲 絶 を 受けた者の社会保険適用 の 有 無

手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。

「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

日本産業規格A列5番

「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。 「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。

「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと

暴行により妊娠等を記入すること。 「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、

妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤を指すものであること。 工妊娠中絶薬の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、 「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人

附 則

(施行期日)

この府令は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。)に

この府令による改正後の様式によるものとみなす。

より使用されている書類は、

ることができる。 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用す

 \bigcirc

 \triangleright

0

別記様式第十三号(二)(第二十七条関係)

人 工 妊 娠 中 絶 実 施 報 告 票

(令和 年 月分)

(1)	人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 番 号				(2)	人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 年 齢	満	年
(3)	人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 居 住 地	都道府県	郡 市 支庁	区 町 村	(4)	人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の妊娠週数	1 満7週以前 2 満8週~満11週 3 満12週~満15週 4 満16週~満19週 5 満20週~満21週	
(5)	人 工 妊 娠 中 絶 を 実 施 し た 月 日		月	日	(6)	該 当 条 文	1 14条1項1号 2 14条1項2号	
(7)	人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 理 由							
(8)	人 工 妊 娠 中 絶 を 受けた者の社会保険適用 の 有 無	有		無	(9)	人 工 妊 娠 中 絶 を 受けた者の生活保護法に よる医療扶助適用の有無	有	無
(10)	人 工 妊 娠 中 絶 薬 の 投 与 の 有 無	有		無				
備	考							_

日本産業規格 A 列 5 番

記載上の注意

- 1 手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。
- 2 「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。
- 3 「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 5 「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 6 「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、 暴行により妊娠等を記入すること。
- 7 「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄は、該当する文字を〇で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤を指すものであること。